

国語における法教育の実践報告

岡澤泰長（上智福岡中学高等学校）

〈発表内容の概要〉

教科担任制が基本の中学校・高等学校等の中等教育において、法教育は主に教科指導の一環として行われる。法に関する内容を直接扱う教科として、公民科（公共、倫理、政治・経済）と家庭科が一般によく知られている。確かに法的な知識を中心に学習するのであれば、これらの教科で扱うことになるであろう。しかし、社会の中で法的概念は、言語活動によって具現化されていくものである。そうすると、言語活動として扱うことさえできれば、法教育は国語科で扱うことができるようになり、しかもそこで扱うことのできる範囲は大変広いものとなる。

私は中高六カ年一貫教育を行っている学校で主に国語（現代文）を担当し、現在、新型コロナウイルスの感染が拡大する渦中で中学校に入学してきた学年を、中学1年生から高校1年生まで持ち上がって来ている。ここでは、新型コロナ禍の3年間に中学校の国語の授業で扱った法教育の実践報告及び国語における法教育の可能性について発表する。

【中学1年】・・・2020年4月～2021年3月

検定教科書『中学校 国語1』（学校図書）に掲載されている小説教材（風呂場の散髪（椎名誠）、ぬすびと面（吉橋通夫）、少年の日の思い出（ヘルマン＝ヘッセ））を主に使用して、小説中の出来事について、因果関係を繰り返しトゥールミン・モデルに当てはめて読解していくことを学習した。

【中学2年】・・・2021年4月～2022年3月

検定教科書『現代の国語2』（三省堂）を使用し、小説の読解だけでなく意見等を論理的に述べる際にトゥールミン・モデルが使用できることを学習した。（なお、教科書には、トゥールミン・モデルから派生した三角ロジックが掲載されている。）

[検定教科書以外の内容]

- ①仲直りについて考えよう！・・・中学1年の国語で学習した小説の定番教材「少年の日の思い出（ヘルマン＝ヘッセ）」を使用し、他者と交渉によって問題を解決する際の考え方や方法を、専門家である弁護士をゲスト講師に迎えて学習した。
- ②公平・不公平について考えよう！・・・カップラーメンの分け方、おつかいの担当、お礼の品の配分方法、避難所で提供されるシュークリームとおにぎりの配分方法について考え、班別に議論した。
- ③言葉の解釈について考えよう！・・・「バナナはおやつに含まれるか」について考え、班別に議論した。また、「カレーは飲み物。」という考え方について、班別に議論した。

【中学3年】・・・2022年4月～2023年3月

検定教科書『現代の国語3』（三省堂）を使用し、これまでと同様、小説の読解だけでなく意見等を論理的に述べる際にトゥールミン・モデルが使用できることを学習した。その際、トゥールミン・モデルの基本モデルだけでなく、反論への対処が想定されている拡張モデルについても学習した。

[検定教科書以外の内容]

- ①問題点を発見して抽出しよう！・・・生徒会選挙の「選挙演説」を聴き、その内容等の問題点を発見して抽出し、班別に議論した。
- ②言葉の解釈について考えよう！・・・「車馬通行止め」について考え、班別に議論し、様々な種類の法解釈があることを学習した。
- ③ルールについて考えよう！・・・法務省の法教育推進協議会作成の教材「ゴミ収集に関するルールを作ろう」を使用し、班別に議論した。
- ④昔話法廷・・・NHK for School の「昔話法廷」の中から、「三匹のこぶた」裁判と「カチカチ山」裁判を視聴し、班別に議論した。
- ⑤文学模擬裁判・・・検定教科書に掲載されている「高瀬舟（森鷗外）」をモチーフとしたシナリオ形式の模擬裁判を実施し、体験を通して人間と社会のあり方について考えた。